

消費者重視の コングロマリット

制度調査部
吉川 満

【要約】

本文は、日本経済新聞夕刊「十字路」欄（12月8日）に寄稿した原稿の元のままの形である。

投資サービス法の検討が11月、金融審議会で始まった。2000年6月から英国で施行されている「金融サービス市場法」を一つのモデルとしている。

12月2日、英国財務省はウェブサイトで「2000年金融サービス市場法に対する政府見直し」と題する文書を発表した。中に公正取引庁の報告も紹介されているが、「金融サービス市場法はプラスの効果をもたらしたが、重大なマイナスの影響をもたらした様子はない。」と言う。大規模な金融業者が外資系中心になる、独立系の証券会社がなくなった等、批判はあるものの、消費者満足のためには一定の効果을上げているらしい。

金融サービス市場法が、全ての領域にわたる英国の金融規制者と位置づけるFSA（金融サービス機構：民間）は、政府の「見直し」に対し、次のように応えている。消費者の利便のために規制自身を短く簡単にする事も、FSAの重要な職務である。「ユニットトラストその他の集合投資スキームに関する記述は、200ページも削減した。」とある。同様の経済効果を持つ金融商品は同様に規制する、という態度が生んだ成果であろう。

業者を規制するのではなく行為を規制する、こういう方向は、わが国の銀行の証券仲介業務のような、金融商品のワンストップ・ショッピング化とも密接不可分である。そもそも、金融のコングロマリット化は金融サービス市場法を生んだ起動力のひとつであった。米国でも現在、銀行持株会社をめぐる規制のあり方が大きな焦点となっている。

こうした中で金融庁は11月8日には、「コングロマリット室」の新設を決定・発表している。戦後、日本の金融制度を支えてきた株式持ち合いが大幅に解消した今、「持ち合いから金融持株会社へ」が大手金融機関の合言葉となるかもしれない。

